(4) 燃料の種類（原油又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の別）の変更を伴うもの	改造であって、次に掲げるもの	(4) 火災防護設備
(5) 補助ボイラーに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	(1) 火災区域構造物又は火災区画構造物に係るもの	
3 取替え	(2) 消火設備に係るもの	
4 修理であって、安全弁の取替えを伴うもの	(3) 火災防護設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	
5 燃料運搬設備又は燃料貯蔵設備の設置	改造であって、次に掲げるもの	(5) 浸水防護施設
修理であって、火災区域構造物若しくは火災区画構造物又は消火設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	(1) 外郭浸水防護設備に係るもの	
	(2) 内郭浸水防護設備（防水区画構造物又は区画排水設備に限る。）に係るもの	
	(3) 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	
修理であって、外郭浸水防護設備又は内郭浸水防護設備（防水区画構造物又は区画排水設備に限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	改造であって、次に掲げるもの	(6) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
	(1) 燃料貯蔵設備に係るもの	
修理であって、燃料貯蔵設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	(2) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	
修理であって、非常用取水設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	改造	(7) 非常用取水設備
修理であって、敷地内土木構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	改造	(8) 敷地内土木構造物
	改造であって、次に掲げるもの	(9) 緊急時対策所
	(1) 緊急時対策所機能の変更を伴うもの	
	(2) 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	

別表第二（第九条、第十二条、第十八条関係）

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		
	一般記載事項		設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
各発電用原子炉施設に共通	1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県、郡市区、町村字を記載すること。）		
	2 発電用原子炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること。）		
		送電関係一覧図	
		急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定する急傾斜地の崩壊をいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書	
		工場又は事業所の概要を明示した地形図	
		主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	
		単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）	
		新技術の内容を十分に説明した書類	
		発電用原子炉施設の熱精算図	
		熱出力計算書	
		発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	
		排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	
		人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	
		耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書（自然現象への配慮に関する説明を含む。）	
		放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所において管理区域の外部放射線の線量のみが同号の規定により示されているものがあるときは、その場所を除いた場所）並びに排水路（その排水路に施設する排水口が当該排水路に施設する排水口に当たる場合にあっては、その排水口）に施設する排水路の構造	
		添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	